

次期「子ども・子育て支援事業計画」における提供区域設定について

1 提供区域とは

「子ども・子育て支援事業計画」では下記が必須記載事項としてあげられています。

「各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み」
「教育・保育提供区域の設定」
「実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期」
を各年度毎に示す。

併せて、地域子ども・子育て支援事業についても提供区域ごとに計画期間における「事業の量の見込み」を定め、それに対応するよう事業ごとに確保の内容及び実施時期を計画に掲載することが基本指針としてあげられています（任意記載事項）。

2 現行計画での提供区域設定

現行の「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」に含まれる「子ども・子育て支援事業計画」において、以下のとおり提供区域を「1」（市域全体）と設定しています。

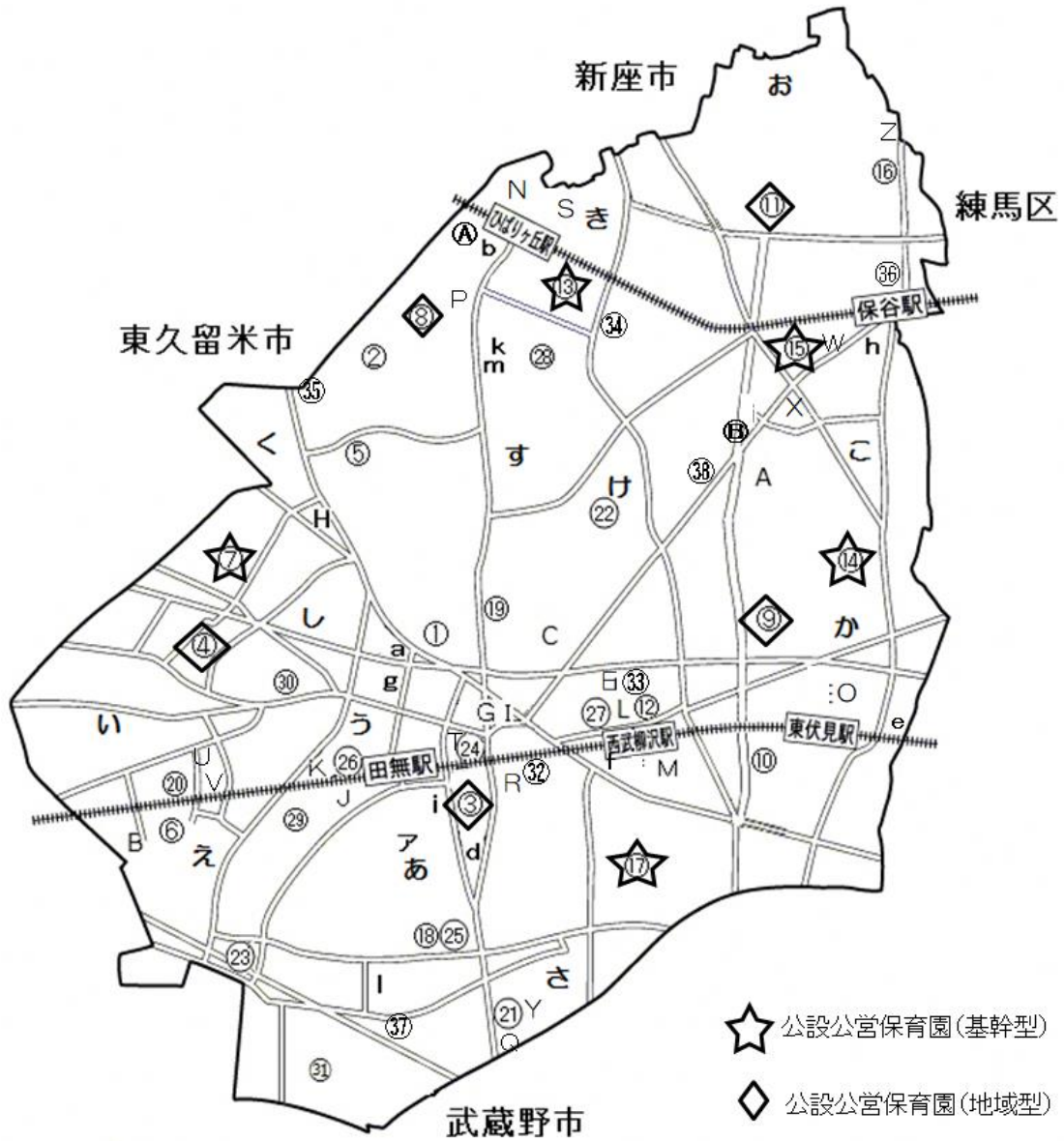
（76 ページ）第6章第2節「教育・保育提供区域の設定」
本市は、鉄道やバスによる交通網が発達しており、平坦で海岸部や山間部がなく自転車等での市内の移動も比較的容易で、幼稚園・保育所も市内全域に配置されており、地域ごとに大きな偏在がないことから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、市域全体を1つの提供区域として設定します。

3 次期計画における提供区域設定（事務局案）

教育・保育の提供区域については現行計画を踏襲し、引き続き市域全体を1つの提供区域とします。

なお、次期計画中、新しく生じる需要や著しい利用状況の変化が生じた場合は、各地域の課題に応じて、施設整備を検討する等の適正な対応を図ることとします。

○参考：市内の施設配置



【凡例】①～⑰：公立保育所／⑱～⑳：私立保育所／ア：定的利用保育事業所／A～G（D、F除く）：家庭的保育事業所／H～X（M、O除く）、① ②：小規模保育事業所A型／M、O、Z：小規模保育事業所B型／Y：事業所内保育事業所／a～m（c、j除く）：認証保育所／あ～す：幼稚園

4 区域設定の背景

(1) 提供区域は施設を利用できる区域を決めるものではないこと

提供区域は、教育・保育事業を提供する施策の上で基礎となる区域のことであり、利用者の施設・事業利用の区域を決めるものではありません。利用の可否は区域の数により影響を受けることはありません。

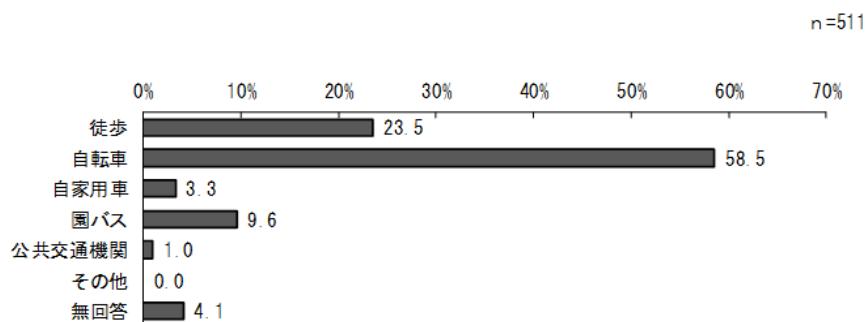
「施設施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則。ただし、区域外の施設・事業の利用も可能」(国基本指針)

(2) 区域を細かく設定せず柔軟性のある「市域全体」での対応が現実的と考えられること

本市の交通網、地勢は現行計画策定時と変わりなく、実際の利用者の移動手段等からも、今後とも柔軟に対応できる供給体制として市域全体という設定を継続することが現実的と考えられます。

(3) ニーズ調査結果における現在の利用者の移動手段と移動時間

問 14①：平日に定期的に利用している教育・保育の、実施場所までの主な移動手段では、「自転車」が 58.5%と最も多く、「徒歩」が 23.5%、「園バス」が 9.6%となっています。



○片道の移動時間

徒歩：「5分以内」が 45.8%、「10分以内」が 35.8%、「15分以内」が 15.8%。

自転車：「5分以内」が 44.8%、「10分以内」が 41.8%、「15分以内」が 8.7%。

以上から、西東京市において提供区域を「1」とすることは、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める」という国の基本指針にも反することはないと考えられます。